

新旧対照表

○千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

所属名：風俗保安課

新	旧	備 考
(電磁的記録) 第10条 条例第6条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、風俗案内業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したもの(必要に応じ当該記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で当該使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるものに限る。)</u>とする。	(電磁的記録) 第10条 条例第6条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、風俗案内業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものであって、必要に応じ当該記録された事項を直ちに整然とした形式かつ明瞭な状態で当該使用に係る電子計算機その他の機器に表示させ、及び書面に出力できるものとする。	